

「税務の変更：機能通貨の追加と3つの税制優遇措置」 辻本 浩一郎

＜会計上の機能通貨として23カ国の通貨を追加＞

タイの税務行政執行機関として、財務省の中に位置し、主に国税を管轄する歳入局は、このたび企業または法律上のパートナーシップ（以下企業等）の機能通貨として、タイの通貨以外の23カ国の通貨も、下記の基準及び条件の下で使用できることとしました。

1. 金融口座を準備し、自らの事業における外国通貨の使用を公認会計士が認証すること。
2. 機能通貨は、財務省令の公告により、以下の通貨であること。
(1)米ドル (2)英ポンド (3)欧州ユーロ (4)日本円 (5)香港ドル (6)マレーシアリンギット (7)シンガポールドル (8)ブルネイドル (9)フィリピンペソ (10)インドネシアルピー (11)インドルピー (12)スイスフラン (13)豪ドル (14)ニュージーランドドル (15)カナダドル (16)スウェーデンクローナ (17)デンマーククローネ (18)ノルウェークローネ (19)中国人民元 (20)ベトナムドン (21)韓国ウォン (22)台湾ドル (23)アラブ首長国連邦ディルハム
3. 会計期間の初日から6ヶ月以内に、事業で用いる通貨の承認申請書を、歳入局局長へ提出すること。
4. 納税申告と同様に電子申請用のユーザーネームとパスワードを用いて電子システム（www.rd.go.th）にアクセスし、会計上使用する通貨の変更承認の申請用紙を提出すること。
5. 会計で機能通貨として外国通貨を使用する証明書を、電子システムのサイトでスキャンしアップロードすること。

これにより、外国通貨の使用承認を得た企業等は、会計で外国通貨をタイ通貨に換算する為替の問題から解放され、会計上も整合性が取れるなど、より多くのメリットが得られるようになります。つまり、許可された企業等は、承認された外国通貨で、税金の計算ができるようになりますが、納税は納税日の換算レートによるタイバーツで行わなければなりません。

＜3つの税制優遇措置＞

2020年9月23日、税制上の優遇措置に関する3件の勅令（勅令710、711、712）が官報上で公布されました。これは

2019年9月に承認されたタイへの生産拠点移転を促進する「タイランド・プラス」と呼ばれる政策パッケージに関連したものです。

1. 勅令710：自動化システム開発への投資

2019年1月1日から2020年12月31日の期間中の自動化システム用の機械やコンピューター・ソフトウェアへの投資に対しては、追加で100%の法人税控除となる。ただし追加控除の対象となるには、機械やソフトウェアが、下記の条件を満たすことが必要である。

- (1) 認定された自動化投資プロジェクトのものであること。
- (2) 新品（未使用）であること。
- (3) 減価償却でき、2020年12月31日までに使用を開始できる状態であること。
- (4) タイ国内に設置されること。
- (5) 他の奨励策に申請していないこと。
- (6) 所得税が免除されている事業に使用しないこと。

2. 勅令711：科学、技術、工学、数学(STEM)分野での従業員の雇用

STEM分野で高度なスキルを持つ従業員の雇用で、給与として発生する支出の50%相当の法人税が追加控除となる。控除額は2019年1月1日から2020年12月31日の間に支払われた給与について、月々10万バーツ（約345,000円）を上限とし、従業員は下記の条件に従うものとする。

- (1) STEM分野の一つで高度なスキルがあると認定されること。
- (2) 2019年1月1日から2020年12月31日の間に雇用契約の下で就業を開始すること。
- (3) 上記の雇用契約で就業を開始する以前の1年間はSTEM分野の会社の従業員ではないこと。

3. 勅令712：従業員研修

2019年1月1日から2020年12月31日の期間に、関係政府機関が認めた教育課程または研修課程の受講のため、従業員を派遣して生じた支出の150%相当の法人税は、追加控除となる。この追加控除についての唯一の条件は、その支出が法人所得税を免除されている事業関連で用いられないことである。